新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)

令和3年5月11日時点版

- 1 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
- 2 感染防止に向けた柔軟な働き方(テレワーク、時差通勤)
- 3 雇用調整助成金の特例措置
- 4 労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇など)
- 5 労働時間(変形労働時間制、36 協定の特別条項など)
- 6 安全衛生
- 7 労災補償
- 8 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け
- 問1 施設運営に携わる労働者の感染防止を図るため、施設の組織運営の観点から配慮すべき点を教えてください。
- 問 2 施設運営に携わる労働者に対して、感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点を 教えてください。
- 問3 施設運営に携わる労働者が風邪症状を呈した場合には、どのように対応したらよいでしょうか。
- 問4 施設運営に携わる労働者がPCR検査陽性となった場合に備えて、準備しておくことはありますか。
- 問 5 施設運営に携わる労働者に対して、労働条件の面から配慮することはありますか。
- 9 労働者派遣
- 10 その他(職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど)
 - 1 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
 - 2 感染防止に向けた柔軟な働き方(テレワーク、時差通勤)
 - 3 雇用調整助成金の特例措置

- 4 労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇など)
- 5 労働時間(変形労働時間制、36協定の特別条項など)
- 6 安全衛生
- 7 労災補償
- 8 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け
- 問1 施設運営に携わる労働者の感染防止を図るため、施設の組織運営の 観点から配慮すべき点を教えてください。
- 問2 施設運営に携わる労働者に対して、感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点を教えてください。

軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等では、平常時と同様の業務を実施する場合であっても、以下の例のとおり、感染防止のための装備や、消毒の実施、換気の徹底等、作業環境や作業方法が異なります。施設運営に携わる労働者に対して感染防止対策の指導を行うことは、作業内容を変更した際に労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行うことと同様に、事故・感染防止に重要と考えられます。

(例)

- ・ 清掃の際には、手袋、サージカルマスク、目の防護具、長袖ガウンを使用し、0.1%次亜塩素酸ナトリウム、<mark>亜塩素酸水</mark>、又はアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く必要があること。また、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う必要があること。
- ・ 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクを付け、80℃以上の熱湯に10分以上つける、0.1%次亜塩素酸ナトリウム<mark>又は亜塩素酸水</mark>で消毒を行う必要があること。

このため、労働者が従事する作業内容に応じた感染防止対策について、保健所又は感染管理に知 見を有する医師等から各業者の責任者等に対して指導を行っていただき、事前に防止対策の要点 を労働者に周知徹底する必要があります。

また、新規採用者や今般の対応に伴う配置転換に伴い初めて当該業務に就く者、外国人労働者等を含め、すべての労働者が内容を十分に理解できるよう丁寧に説明していただき、教育の実施状況を確認していただく必要があります。

(参考)

消毒・殺菌を使う際の注意事項などについては、下記にお示しする各種ホームページで確認してください。また、具体的な用途や使用上の注意については、製品に記載された情報を確認の上、

正しくお使いください。

○厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法 について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

○新型コロナウイルス対策ポスター「身のまわりを清潔にしましょう。」

https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-2.pdf

○新型コロナウイルス対策ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注 意事項」

https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf

ページの先頭へ戻る

万が一、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」という。)が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者(全体統括責任者にあっては「労働者及び請負業者」)に周知してください。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者や全体統括責任者への報告に関すること (報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等)。
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること。
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと。
- ・ その他(保健所との連携や、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等)。

※これは、令和3年5月11日 厚生省ホームページ

新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)|厚生労働省 (mhlw.go.jp)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00 007.html

より、三慶株式会社が掲載箇所を一部抜粋したものです。